

番 号 : 140641

国 名 : 北米・中南米地域

担当部署 : 農村開発部 農業・農村開発第一グループ 第二チーム

案件名 : カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理プロジェクト (社会調査)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 社会調査
- (2) 格 付 : 2～3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年9月中旬から2014年12月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.65M/M、現地 2.00M/M、合計 2.65M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
8日	60日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 8月27日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 20点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 50点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 2点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 10点
- (計100点)

類似業務	社会調査に係る各種業務
対象国/類似地域	全世界(本邦含む)
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種特になし

6. 業務の背景

カリブ地域各国において水産業は伝統的に重要な産業である。今でも主要産業の観光業及び農

業に次ぐ就業率を占めており、雇用創出面でも重要な役割を果たしている。水産物を提供するレストラン、ホテルなどの関連産業や観光客向けのスポーツフィッシングを含めると、各国経済における水産業の重要性は高いと言える。また、各国はカリブ海及び大西洋に囲まれていることから水産資源が地元住民の貴重な動物性蛋白質の供給源となっており、水産業の持続的発展が不可欠である。しかしながら、近年は過剰漁獲による沿岸水産資源の減少がカリブ地域共通の課題になっている。

カリブ共同体事務局は、その水産部門としてカリブ地域漁業機構（Caribbean Regional Fisheries Mechanism, CRFM）を2003年3月に設立し、加盟国間の協力を通じた域内全体での水産資源管理を目指して活動を続けてきた。我が国はCRFM事務局及び加盟国からの要請を受け、2009年から2012年まで開発調査「カリブ地域における漁業・水産業に係る開発・管理マスタープラン調査」（以下、開発調査）を実施した。本開発調査では、パイロットプロジェクトによる実証を踏まえて、カリブ地域の水産資源管理に関する以下の主要課題が明らかになった。（1）各国水産局は人員及び財務体制が小規模であり、資源管理計画が適切に構築されていない。（2）資源管理のために必要な統計（センサス）の整備が不十分であり、分析結果の漁民へのフィードバックも不足しているため、漁民の統計データ集計への協力も限定的である。（3）各国水産局間で資源管理活動の経験・教訓を共有する仕組みが弱く、水産資源管理に関する地域ネットワークの構築が急務。（4）漁民は資源管理政策に伴う収入減少への不安を抱えており、代替収入源の創出についても検討が必要。（5）水産物のマーケティングや付加価値向上への取り組みにおいても、改善の余地は大きい。

かかる状況下、CRFM加盟国の中でも漁業管理の必要性が高い東カリブ諸国機構（Organization of Eastern Caribbean States, OECS）6カ国政府（セントビンセント、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ、セントルシア、グレナダ）は我が国に対して、カリブ地域の水産資源管理が適切に実施されることを目指して各国の漁業実態に応じた水産資源管理手法を開発するための技術協力プロジェクトを要請した。各国水産局とJICAによる協議検討の結果、2013年5月から5年間の予定で「カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理プロジェクト（Caribbean Fisheries Co-Management Project, CARIFICO）」（以下、本プロジェクト）が開始された。本プロジェクトは、各国水産局をC/Pとし、長期専門家2名（セントビンセントに拠点を置くプロジェクト運営管理 / 水産開発専門家、アンティグアに拠点を置く漁業管理専門家）が各国を巡回する形で実施されている。

水産資源の持続的利用を可能にするためには、行政主導によるトップダウンアプローチではなく、漁民と行政が共同で漁業管理を行う仕組み（Co-management）を構築することが重要であることから、本プロジェクトは、Co-managementを推進するための各種活動を行っている。これらの活動は大別すると「Co-managementを直接支援する活動」と、「間接的にCo-managementに貢献する活動（Co-managementの基盤を形成する活動）」に分類される。（以下図1参照）

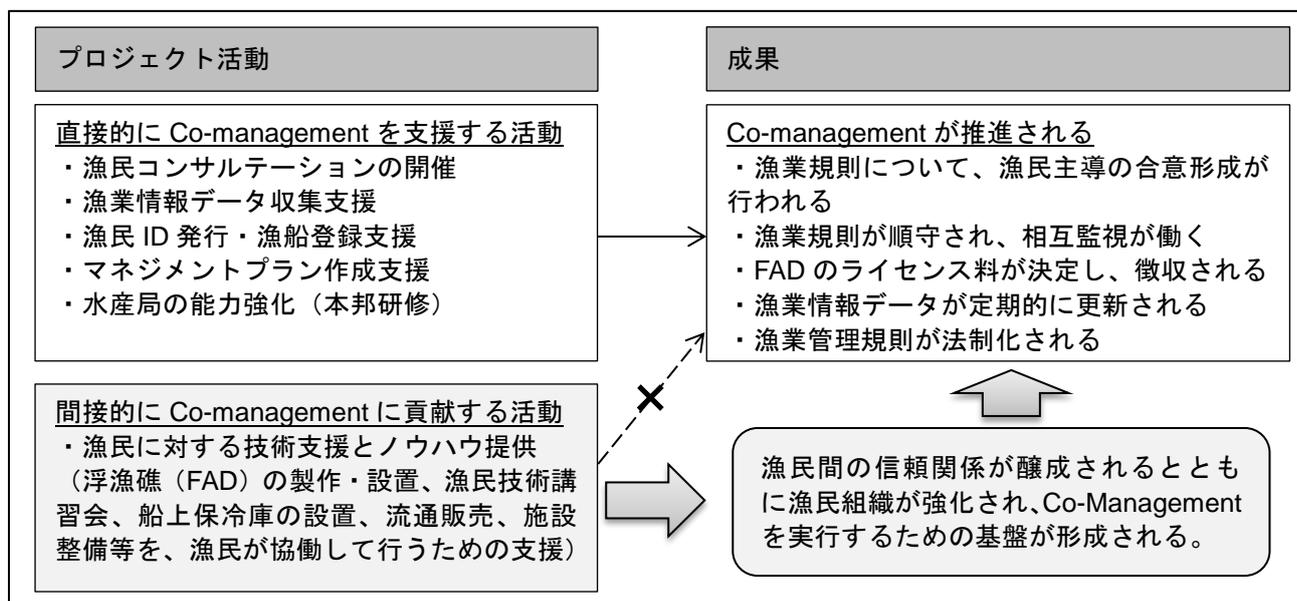


図1：CARIFICO成果達成ロジックの仮説

プロジェクト活動のうち「間接的にCo-managementに貢献する活動」は、“活動に参加した漁民が、他の漁民と協働することによって利益を享受する体験をすることによって（例えば、協働でFADを設置することによって漁獲量が増加する等）、漁民間の信頼関係が醸成され、漁民組織の強化に繋がる”という仮説に基づいている。これまで、FADの製作・設置や漁民技術講習会、船上保冷庫の設置等を漁民と協働で実施してきたが、この「間接的にCo-managementに貢献する活動」の仮説を実証的に検証し、効果的な活動を展開する必要性が、プロジェクト関係者の間で認識されている。

上記の検証を行っていくためには、プロジェクトで継続的にデータ収集を行うための調査票の作成（想定される質問項目は図2の下段を参照）、また、収集したデータを分析するための統計解析方法の検討が必要となっている。

本業務は、漁民の意識変容・組織強化に関する因果関係の分析を通して上記活動の仮説を検証するための社会調査の設計、及び、実施・分析に関する提言を行うことを目的とする。なお、統計解析に関して、本プロジェクトでは構造方程式モデリング（共分散構造分析）によるパス解析を行うことを想定しているが、データ収集・分析結果に応じて適切な統計解析手法を検討・選択することとする。本業務従事者は、本プロジェクトに適した統計解析手法について検討し、提言を行うことが求められる。

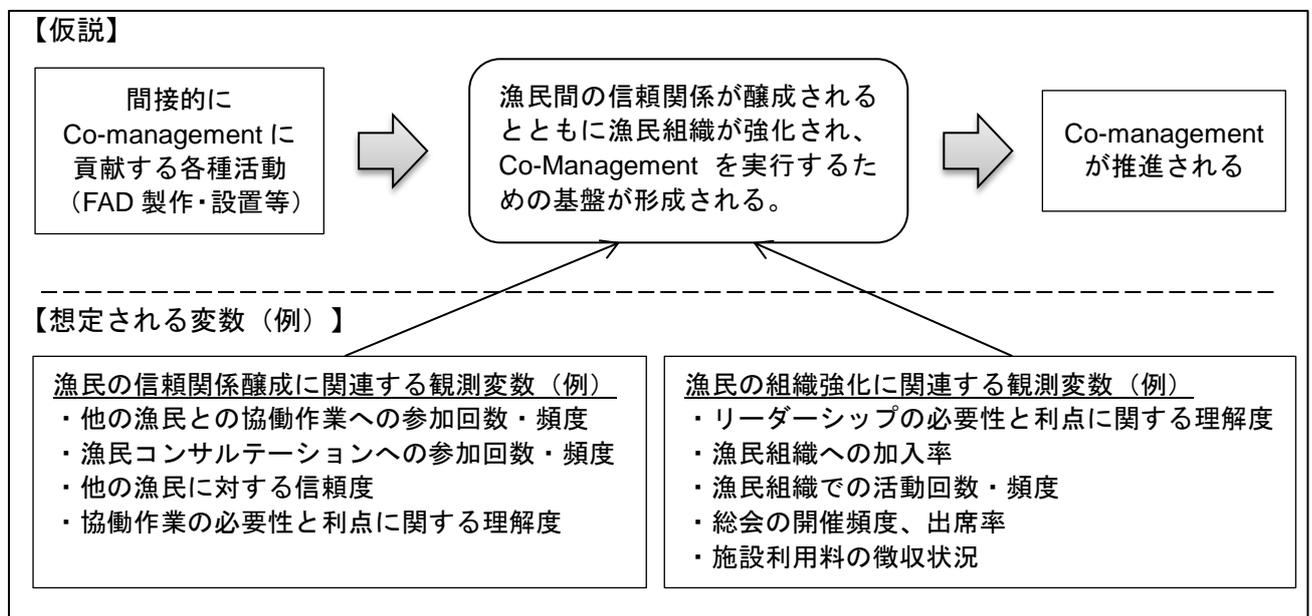


図2：本業務で検証する仮説と想定される指標

7. 業務の内容

本業務は、本プロジェクト長期専門家及びC/Pと協働で、漁民の意識変容・組織強化に関する因果関係の仮説を検証するための社会調査の設計、及び、実施・分析に関する提言を行うことを目的とする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2014年9月中旬）

- ① プロジェクト関係資料（報告書、ウェブサイト、既存データ等）から情報を収集・分析し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。
- ② 現地派遣期間の業務計画について、JICA農村開発部、JICAドミニカ共和国事務所、及びプロジェクトチームとのテレビ会議にて内容を確認し、協議を行う。
- ③ 上記協議を踏まえて、現地派遣期間中に実施する調査の方針を検討する。
- ④ 現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するため、現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン（和文・英文）に取りまとめ、監督職員へ提出する。

(2) 現地派遣期間（2014年9月下旬～2014年11月下旬）

- ① ワークプランに基づいて、C/P及びプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- ② プロジェクトC/P及び専門家と協働で、以下の活動を行う。
 - ア) 調査行程や調査対象地域、調査数について詳細を協議し、決定する。（注：対象地域は、セントビンセント、グレナダ、ドミニカ国それぞれの、プロジェクト活動を実施している漁港・漁村地域を対象とする。）
 - イ) C/P、専門家、及び漁民へのインタビュー、現地踏査を通して質問項目を検討し、調査票を設計する。
 - ウ) 調査票を用いたインタビュー調査のプレテストを実施する。
 - エ) プレテストの結果を分析し、調査票・質問の適切性をレビューし、修正を行う。
 - オ) 修正後の調査票に基づき、インタビュー調査を実施する。
 - カ) 調査結果データの取りまとめ及び整理を行う。
 - キ) 統計解析方法の検討を行う。
 - ク) 統計解析方法に関する検討結果と分析結果を取りまとめ、今後プロジェクトが継続して実施する社会調査の手法、留意点等について提言として取りまとめる。
- ③ 現地業務結果報告書（英文）を作成し、プロジェクト専門家及びJICAドミニカ共和国事務所へ提出し、報告する。

(3) 帰国後整理期間（2014年12月上旬）

- ① 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン（和文・英文3部：監督職員、ドミニカ共和国事務所、プロジェクトチーム）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書（英文3部：監督職員、ドミニカ共和国事務所、プロジェクトチーム）
記載項目は以下のとおり。
 - ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書（和文2部）体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出
記載項目は以下のとおり。
 - ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況
 - ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
 - ④ プロジェクト実施上での残された課題
 - ⑤ その他（現地派遣期間の業務②-ク）で取りまとめた提言内容を含む。）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、東京⇒セントビンセント⇒東京を標準とします。

経由地は以下から選択して下さい。：

マイアミ・ブリッジタウン/ニューヨーク・ブリッジタウン/ニューヨーク・サントドミンゴ・サンファン/ニューヨーク・ポートオブスペイン

なお、セントビンセントからグレナダ及びドミニカ国への移動に係る経費は、プロジェクトより支給予定のため、積算は不要です。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2014年9月下旬～11月下旬を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ プロジェクト運営管理 / 水産開発（長期派遣専門家）（セントビンセント拠点）
- ・ 漁業管理（長期派遣専門家）（アンティグア拠点）

③ 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。本業務の従事者は、セントビンセントを拠点として、グレナダ及びドミニカ国へ出張する可能性があります。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部 農業・農村開発第一グループ 第二チーム（TEL:03-5226-8420）にて配布します。

- ・ 各国の水産業の現状（カントリーレポート等）

② 本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・ プロジェクト概要（http://www.jica.go.jp/project/all_c_america/003/outline/index.html）
- ・ プロジェクト基本情報
（<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/C4497C7BBC642BF649257B490079E165?OpenDocument&pv=VW02040104>）
- ・ カリブ地域における漁業・水産業に係る開発・管理マスタープラン調査最終報告書
（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000003238.html>）

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上